令和８年８月発行

令和９年度版
志木市

保育施設利用案内



カパル©(財)志木市文化スポーツ振興公社　https://www.sbs.or.jp

！ご注意ください！

※　この冊子には、保育施設等を申請・利用するにあたっての注意事項などが記載されております。
　　必ず、よくお読みになった上で申請してください。

※　保育料未納の方については、随時、納付の相談を受け付けています。

※　１号認定（教育認定部分）についても掲載しています。詳細は、各園にお問い合わせください。

※　この冊子の情報は更新されることがありますので、随時、市ホームページをご確認ください。

志木市福祉事務所長

問い合せ先：志木市子ども・健康部 保育課　電話：048-473-1689
FAX：048-472-3215
E-mail：kodomo-hoiku@city.shiki.lg.jp
ＵＲＬ：https://www.city.shiki.lg.jp

～目次～

- 子ども・子育て支援新制度について　…３～４
- 志木市内保育施設一覧表　…5～６
- 保育施設の食材料費（給食費）について　…７
- 小規模保育施設連携先について　…８
- 入園申込・転園申込受付期間　…9～１１
- 入園の決定方法　…１２
- 申請に必要な書類　…１３～１４
- 入園までの流れ　…１５～１７
- 市外の保育園を希望する場合　…１８
- 市外からの入園　…１９
- 入園申込み時の注意（※必ずお読みください）…２０～２３
- 保育料について　…２４～29
- ひまわり保育（障がい児保育）について　…３０
- 医療的ケア児について　…３１
- その他の保育制度　…３２
- よくある質問　…３３～３４
- 保育の実施基準表　…３５～３６
- 利用調整について　…３７

子ども・子育て支援新制度について

少子化や待機児童問題など、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するための制度です。
教育・保育の「質」と「量」の両面から、子育てを社会全体で支えていきます。

社会保障４経費（年金・医療・介護・子育て） → 全世代対応型の社会保障へ

１．子ども・子育て支援新制度（以下、本制度）の利用の流れ

本制度では、３つの認定区分に応じて施設などの利用先が決まっていきます。

幼稚園等を利用希望	保育園等での保育を利用希望
幼稚園等に直接申込み	市に保育の必要性の認定申請 ← 同時申請可能
幼稚園等から入園の内定を受ける	保育園等の利用希望申込み ← 同時申請可能
幼稚園等を通じ利用のための認定申請	市から認定証の交付（２号認定・３号認定）
幼稚園等を通じて、市から認定証の交付（１号認定）	申請者の希望、保育園等の利用状況等により、市が利用調整
幼稚園等と契約	利用先の決定後、契約

２．保育の必要性について

保育園等での保育を希望される場合の保育認定（２号、３号認定）に当たっては、以下の３点が考慮されます。

① 保育を必要とする事由

就労、疾病など、保育園等を必要とする理由となるものです。

※詳しくは、Ｐ１２をご覧ください。

② 保育の必要量

保育標準時間、保育短時間のいずれかに区分されます。

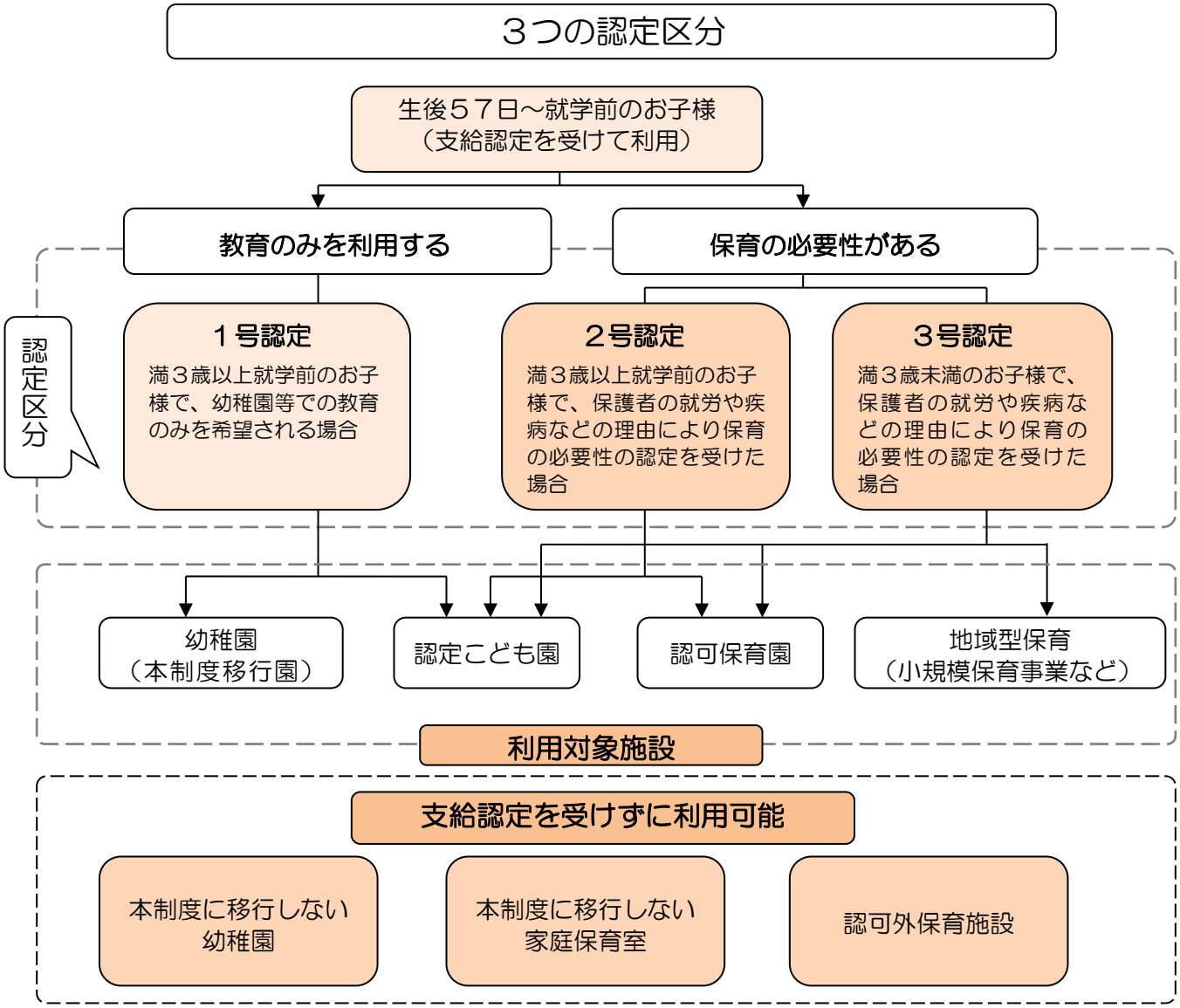
※詳しくは、Ｐ１２をご覧ください。

③ 優先利用への該当の有無

「保育を必要とする事由」以外に、保育の優先的な利用が必要と判断される場合（ひとり親家庭、生活保護世帯など）に、考慮するものです。

３．教育・保育の支給認定について

施設型給付・地域型保育給付対象施設（事業）の利用を希望する際には、お子様の年齢や保育の必要性などに応じた「支給認定」を受ける必要があります。保護者からの申請を受けて、市は客観的基準に基づき、下記のような区分を判定し、「支給認定書」を発行します。



※保育短時間（基本的な保育時間）・保育標準時間を超える利用について

保育短時間・標準時間を超える利用につきましては、延長保育となります。
園によって延長保育料は異なりますので、詳しくは各園にご確認ください。

志木市内保育施設一覧表（所在地・受入年齢等）

			園名	所在地	電話	受入年齢	受入枠	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	一時保育	駐車場
施設型	保育所	市立	いろは保育園	本町1-1-67	472-5239	8か月になった翌月～	80	9	12	14	15	15	15	○	×
		私立	アスク志木駅前保育園	本町5-20-15	476-6314	57日以降2歳児まで	30	6	12	12					×
			まなびの森よつば保育園	館2-6-11ﾍﾞｱﾙｾﾝﾄ2階	471-1010	57日以降5歳児まで	60	6	10	11	11	11	11		○
			アンファンシェリペあもーる	館2-7-7	474-3588	57日以降5歳児まで	70	9	10	12	13	13	13		×
			ステラ志木宗岡保育園	上宗岡3-13-3	485-1517	57日以降5歳児まで	100	9	15	16	20	20	20	○	○
			こどもの家・志木中宗岡保育園	中宗岡1-19-48	474-0101	57日以降5歳児まで	87	12	12	15	16	16	16		○
			アートチャイルドケア志木	柏町1-6-71	485-0123	57日以降5歳児まで	60	6	9	11	11	11	12		×
			ウェルネス保育園志木	柏町5-5-38	423-5322	57日以降5歳児まで	68	6	11	12	13	13	13		×
			メリーポピンズ志木ルーム	本町5-19-9	474-6380	57日以降5歳児まで	33	3	6	6	6	6	6	○	×
			志木どろんこ保育園	下宗岡2-15-46	471-6010	57日以降5歳児まで	90	6	12	12	20	20	20		○
			メープル保育園	幸町2-6-12	424-3991	57日以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18		○
			ありさん保育園	本町5-15-6	234-7090	100日以降2歳児まで	25	5	10	10					×
			おおのみち保育園	中宗岡2-25-33	472-1611	57日以降2歳児まで	30	6	12	12					○
			保育園元気キッズ志木園	本町3-13-5	472-0660	6か月以降5歳児まで	55	3	8	8	12	12	12		○
			ぶりえ幸町園	幸町3-9-52	423-7366	6か月以降5歳児まで	62	6	10	10	12	12	12		○
			メリーポピンズ志木駅前ルーム	本町5-17-66 ﾌﾟﾗｳﾄﾞｼﾃｨ志木本町1階	486-0015	57日以降5歳児まで	33	3	6	6	6	6	6		×
			ひいらぎ保育園	柏町6-29-65	424-7777	57日以降5歳児まで	49	6	8	8	9	9	9		×
			ぶりえ志木本町園	本町6-27-16	424-2957	6か月以降5歳児まで	48	3	6	6	11	11	11		×
			館第一すぎのこ保育園	館1-2-2	423-9700	6か月以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18	○	×
			ぶりえ志木駅前園	本町5-21-17	424-2975	6か月以降2歳児まで	30	6	12	12					×
			しきポポロ保育園	幸町2-11-43	424-3412	57日以降5歳児まで	74	6	10	10	16	16	16		×
			アンファンシェリSHIKISM	本町5-24-21 SHIKISMビル2階	474-1022	57日以降2歳児まで	24	8	8	8					×
			館第二すぎのこ保育園	館2-6-15	423-6788	6か月以降5歳児まで	90	6	12	18	18	18	18		×
			保育園元気キッズ志木柏町園	柏町4-3-86	424-8561	6か月以降5歳児まで	66	3	6	12	15	15	15		○
	認定こども園		足立みどり幼稚園	上宗岡4-21-55	472-1752	1歳児から5歳児まで	90	0	12	12	22	22	22		○
地域型保育	小規模保育		ファニー	柏町1-16-5　1階	476-8343	57日以降2歳児まで	19	3	8	8					○
			アメリカンキッズ英語保育園 志木本町園	本町5-10-24	472-8008	6か月以降2歳児まで	14	3	5	6					×
			ぶりえユリノ木園	本町5-14-28	423-8153	6か月以降2歳児まで	17	3	7	7					×
			ここりの森保育園	柏町6-29-60	472-8088	6か月以降2歳児まで	12	4	4	4					×
			プティシェリ	館2-7-5	423-8807	1歳児から2歳児まで	12	0	6	6					×
			笑顔のはな保育園	本町5-22-4-102	423-9400	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8					×
			あだちみどり保育園	本町5-26-1 マルイ6階	423-0321	6か月以降2歳児まで	18	4	7	7					○
			保育園元気キッズ志木幸町園	幸町1-8-60 ｻﾄｰﾙ幸町ﾋﾞﾙ1階	470-4055	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8				○	○
			ここりの森保育園宗岡	下宗岡3-1-25　1階	473-8000	6か月以降2歳児まで	19	3	8	8					×

（※1）受入枠については、あくまで参考であり、実際の受入数とは異なる場合があります。

（※2）上記「受入年齢」は「クラス年齢」を指します。2歳児までの保育施設に入園した場合、
最長で2歳児クラスの年度末までの保育となります。

（※3）休園日は、日曜・祝日・年末年始です（市立保育園については、その他福祉事務所長が定めた日）

（※4）メープル保育園は、０・1歳児クラスの延長保育を行っておらず、午後６時までのお預かりとなります。

（※5）ぶりえ各園は、0歳児クラスの延長保育を行っておらず、午後６時３０分までのお預かりとなります。

（※6）アンファンシェリペあもーる・アンファンシェリSHIKISMの、0歳児クラスの延長保育は、
午後7時までのお預かりとなります。

（※7）しきポポロ保育園の延長保育は、1歳児クラスからになります。

志木市内保育施設一覧表（運営元・延長保育等）

			園名	運営元	開所年月	延長設定時間	延長料金（月額）	延長料金（単発）
施設型	保育所	市立	いろは保育園	志木市	S44.4.1	午後6時～午後7時	3,000円（非課税・生活保護は0円）	200円/1日（非課税・生活保護は0円）
		私立	アスク志木駅前保育園	株式会社日本保育サービス	H21.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
						午後7時～午後8時		250円/15分
			まなびの森よつば保育園	株式会社こどもの森	H22.6.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
						午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分
			アンファンシェリベあもーる	株式会社愛児舎	H22.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
						午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分
			ステラ志木宗岡保育園	社会福祉法人星風会	H23.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	250円/30分
						午後7時～午後8時	3,000円	200円/30分
			こどもの家・志木中宗岡保育園	ALSOK介護株式会社	H22.4.1	午後6時～午後7時	5,000円	250円/15分
						午後7時～午後8時	7,000円	350円/15分
			アートチャイルドケア志木	アートチャイルドケア株式会社	H24.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
						午後7時～午後8時	4,000円	200円/15分
			ウェルネス保育園志木	社会福祉法人タイケン福祉会	H24.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
						午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分
			メリーポピンズ志木ルーム	株式会社ゴーエスト	H24.4.1	午後6時～午後7時半	5,000円/30分毎	500円/30分毎
						午後7時半～午後8時	10,000円	1000円/30分毎
			志木どろんこ保育園	社会福祉法人どろんこ会	H24.10.1	午後6時～午後7時半	5,000円/30分毎	500円/30分毎
						午後7時半～午後8時	10,000円	1000円/30分毎
			メープル保育園	社会福祉法人メープル会	H26.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
			ありさん保育園	株式会社ありさんCompany	H27.4.1	午後6時半～午後7時		250円/15分
			おおのみち保育園	学校法人市之瀬学園	H24.11.1	午後6時半～午後7時	2,000円	200円/15分
			保育園元気キッズ志木園	株式会社GENKI INNOVATION COMPANY	H28.4.1	午後6時～午後7時		250円/30分
			ぷりえ幸町園	株式会社ぷりえ	H28.4.1	午後6時半～午後7時	2,000円	250円/30分
			メリーポピンズ志木駅前ルーム	株式会社ゴーエスト	H28.10.1	午後6時～午後7時半	5,000円/30分毎	500円/30分毎
						午後7時半～午後8時	10,000円	1000円/30分毎
			ひいらぎ保育園	社会福祉法人みはら会	H29.5.1	午後6時～午後6時半	3,000円	200円/15分
						午後6時半～午後7時	3,000円	200円/15分
						午後7時～午後7時半	5,000円	250円/15分
			ぷりえ志木本町園	株式会社ぷりえ	H29.6.1	午後6時半～午後7時	2,000円	250円/30分
			館第一すぎのこ保育園	社会福祉法人シンエイ福祉会	H31.4.1	午後6時超～午後6時30分	2,000円	200円/30分
						午後6時30分超～午後7時	2,000円	200円/30分
			ぷりえ志木駅前園	株式会社ぷりえ	H31.4.1	午後6時半～午後7時	2,000円	250円/30分
			しきポポロ保育園	社会福祉法人純清会	R2.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
			アンファンシェリSHIKISM	株式会社愛児舎	R2.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
						午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分
			館第二すぎのこ保育園	社会福祉法人シンエイ福祉会	R2.4.1	午後6時超～午後6時30分	2,000円	200円/30分
						午後6時30分超～午後7時	2,000円	200円/30分
			保育園元気キッズ志木柏町園	株式会社GENKI INNOVATION COMPANY	R3.4.1	午後6時～午後7時		250円/30分
	認定こども園		足立みどり幼稚園	学校法人アルス学園	H31.4.1	午後6時半～午後7時半		200円/30分
地域型保育	小規模保育		ファニー	株式会社ファニー	H27.4.1	午後6時半～午後7時	2,000円	200円/15分
			アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	(株)グローバルインクルージョン	H27.4.1	午後6時半～午後7時	3,000円	200円/15分
			ぷりえユリノ木園	株式会社ぷりえ	H28.4.1	午後6時半～午後7時	2,000円	250円/30分
			ここりの森保育園	株式会社プレラス	H28.4.1	午後6時～午後7時	2,000円	250円/15分
			プティシェリ	株式会社愛児舎	H28.4.1	午後6時～午後7時	4,000円	200円/15分
						午後7時～午後8時	6,000円	250円/15分
			笑顔のはな保育園	株式会社Community Links	H30.4.1	午後6時半～午後7時	3,000円	200円/15分
			あだちみどり保育園	学校法人アルス学園	H30.4.1	午後6時半～午後7時半		300円/15分
			保育園元気キッズ志木幸町園	株式会社GENKI INNOVATION COMPANY	H30.4.1	午後6時～午後7時		250円/30分
			ここりの森保育園宗岡	株式会社プレラス	H30.4.1	午後6時～午後7時	2,000円	250円/15分

保育施設の食材料費（給食費）について

幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラスから5歳児クラスのお子様の保育料が無料になります。

これに伴い、保育料の一部として市が徴収してきた給食の材料に要する費用（食材料費＝給食費）が各施設での実費徴収となっています。

給食費は各施設で異なりますので、支払い方法等は各施設へお問い合わせください。

※給食費については、主食費がごはん、パン、麺類等に要する費用、副食費がおかず、おやつ、牛乳、お茶等に要する費用となります。

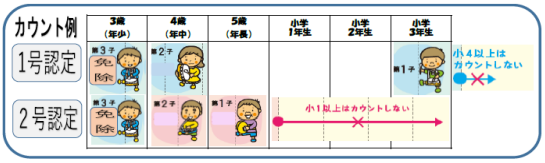
※0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子様については、これまでどおり保育料の中に給食費分が含まれています。新たな負担はありません。

※給食費については、年収360万円未満相当世帯のお子様と第3子以降のお子様（多子カウント方法は、2号認定のお子様については、小学校就学前までの最年長のお子様を第1子としてカウントします。）の給食費（主食費上限3,000円、副食費上限5,100円）が免除されます。対象者については、市より通知させていただきます。

◆給食費免除対象者・対象範囲

世帯収入	第１子	第２子	第３子以降
年収３６０万円未満相当	給食費免除	給食費免除	給食費免除
年収３６０万円以上相当	給食費保護者負担		給食費免除

◆多子世帯の第3子カウント方法



志木市内保育施設　食材料費（給食費）　一覧表

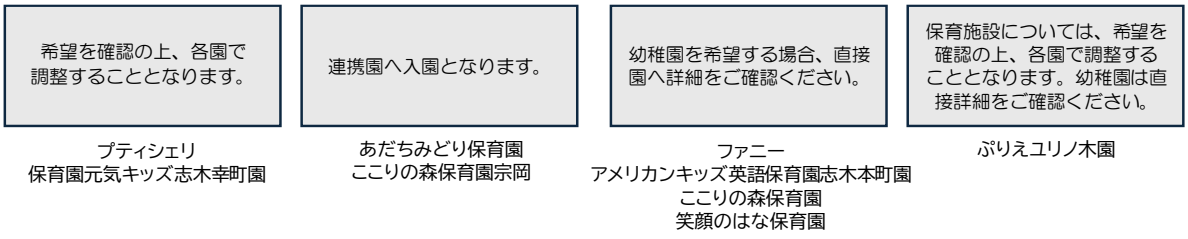
施設型			園名	運営元	食材料費（月額）	（内訳）主食費	（内訳）副食費
施設型	保育所	市立	いろは保育園	志木市	5,900円	1,200円	4,700円
		私立	アスク志木駅前保育園	株式会社日本保育サービス	0歳児クラスから2歳児クラスの受け入れ施設のため、給食費徴収の対象施設ではありません。		
			まなびの森よつば保育園	株式会社こどもの森	6,000円	1,000円	5,000円
			アンファンシェリベあもーる	株式会社愛児舎	5,900円	1,200円	4,700円
			ステラ志木宗岡保育園	社会福祉法人星風会	7,400円	2,000円	5,400円
			こどもの家・志木中宗岡保育園	ALSOK介護株式会社	7,000円	2,500円	4,500円
			アートチャイルドケア志木	アートチャイルドケア株式会社	6,400円	1,500円	4,900円
			ウェルネス保育園志木	社会福祉法人タイケン福祉会	6,000円	1,250円	4,750円
			メリーポピンズ志木ルーム	株式会社ゴーエスト	7,900円	3,000円	4,900円
			志木どろんこ保育園	社会福祉法人どろんこ会	7,900円	3,000円	4,900円
			メープル保育園	社会福祉法人メープル会	8,000円	2,900円	5,100円
			ありさん保育園	株式会社ありさんCompany	0歳児クラスから2歳児クラスの受け入れ施設のため、給食費徴収の対象施設ではありません。		
			おおのみち保育園	学校法人市之瀬学園	0歳児クラスから2歳児クラスの受け入れ施設のため、給食費徴収の対象施設ではありません。		
			保育園元気キッズ志木園	株式会社GENKI INNOVATION COMPANY	6,500円	2,000円	4,500円
			ぶりえ幸町園	株式会社ぶりえ	6,300円	2,000円	4,300円
			メリーポピンズ志木駅前ルーム	株式会社ゴーエスト	7,900円	3,000円	4,900円
			ひいらぎ保育園	社会福祉法人みはら会	6,900円	2,000円	4,900円
			ぶりえ志木本町園	株式会社ぶりえ	6,300円	2,000円	4,300円
			館第一すぎのこ保育園	社会福祉法人シンエイ福祉会	6,100円	1,200円	4,900円
			ぶりえ志木駅前園	株式会社ぶりえ	0歳児クラスから2歳児クラスの受け入れ施設のため、給食費徴収の対象施設ではありません。		
			しきポポロ保育園	社会福祉法人純清会	7,100円	2,500円	4,600円
			アンファンシェリSHIKISM	株式会社愛児舎	0歳児クラスから2歳児クラスの受け入れ施設のため、給食費徴収の対象施設ではありません。		
			館第二すぎのこ保育園	社会福祉法人シンエイ福祉会	6,100円	1,200円	4,900円
			保育園元気キッズ志木柏町園	株式会社GENKI INNOVATION COMPANY	6,500円	2,000円	4,500円
	認定こども園		足立みどり幼稚園	学校法人アルス学園	7,960円	3,000円	4,960円

※小規模保育施設については、0歳児クラスから2歳児クラスまでの受け入れ施設のため、給食費徴収の対象施設ではありません。

小規模保育施設連携先について

・小規模保育施設連携先とは
小規模保育施設は２歳児までで受け入れが終了してしまいます。
その救済として、希望をすれば優先的に入園ができる連携先を設けています。

志木市内小規模保育施設連携先一覧		
ファニー	→	おおのみち幼稚園
アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	→	みわ幼稚園
ぷりえユリノ木園	→	ぷりえ志木本町園 志木なかもり幼稚園 保育園元気キッズ志木園 保育園元気キッズ志木柏町園 ぷりえ幸町園
ここりの森保育園	→	幸福の森幼稚園
プティシェリ	→	アンファンシェリペあもーる しきポポロ保育園
笑顔のはな保育園	→	みわ幼稚園 おおのみち幼稚園
あだちみどり保育園	→	認定こども園足立みどり幼稚園
保育園元気キッズ志木幸町園	→	保育園元気キッズ志木園 保育園元気キッズ志木柏町園
ここりの森保育園宗岡	→	志木どろんこ保育園



※連携先以外の園を希望する場合は、新規申請または転園申請になります。詳細は保育課までお問い合わせください。

令和９年度クラス表（クラス年齢は、４月１日を基準に決めます。）

クラス	生　年　月　日
０歳児	令和　８年　４月　２日以降（※）
１歳児	令和　７年　４月　２日　～　令和　８年　４月　１日
２歳児	令和　６年　４月　２日　～　令和　７年　４月　１日
３歳児	令和　５年　４月　２日　～　令和　６年　４月　１日
４歳児	令和　４年　４月　２日　～　令和　５年　４月　１日
５歳児	令和　３年　４月　２日　～　令和　４年　４月　１日

※受入年齢は、各園で異なります。P5「志木市内保育施設一覧表」でご確認ください。

新規入園申込受付期間　（転園の場合、P１０をご確認ください。）

入園月	電子申請・郵送受付期間	窓口受付期間（土日祝除く）
４月一次受付 （窓口のみ要予約）	令和　８年１０月　１日（木） ～令和　８年１０月２３日（金）	令和　８年１０月２６日（月） ～令和　８年１１月１１日（水）
４月二次受付	令和　８年１１月１２日（木） ～令和　９年　１月１５日（金）	令和　８年１１月１２日（木） ～令和　９年　１月２９日（金）
５月	令和　９年　３月　１日（月） ～令和　９年　３月２６日（金）	令和　９年　３月　１日（月） ～令和　９年　３月３１日（水）
６月	令和　９年　４月　１日（木） ～令和　９年　４月２６日（月）	令和　９年　４月　１日（木） ～令和　９年　４月３０日（金）
７月	令和　９年　５月　６日（木） ～令和　９年　５月２６日（水）	令和　９年　５月　６日（木） ～令和　９年　５月３１日（月）
８月	令和　９年　６月　１日（火） ～令和　９年　６月２５日（金）	令和　９年　６月　１日（火） ～令和　９年　６月３０日（水）
９月	令和　９年　７月　１日（木） ～令和　９年　７月２６日（月）	令和　９年　７月　１日（木） ～令和　９年　７月３０日（金）
１０月	令和　９年　８月　２日（月） ～令和　９年　８月２６日（木）	令和　９年　８月　２日（月） ～令和　９年　８月３１日（火）
１１月	令和　９年　９月　１日（水） ～令和　９年　９月２４日（金）	令和　９年　９月　１日（水） ～令和　９年　９月３０日（木）
１２月	令和　９年１０月　１日（金） ～令和　９年１０月２６日（火）	令和　９年１０月　１日（金） ～令和　９年１０月２９日（金）
１月	令和　９年１１月　１日（月） ～令和　９年１１月２６日（金）	令和　９年１１月　１日（月） ～令和　９年１１月３０日（火）
２月	令和　９年１２月　１日（水） ～令和　９年１２月２３日（木）	令和　９年１２月　１日（水） ～令和　９年１２月２８日（火）
３月 （不承諾のみ）	令和１０年　１月　４日（火） ～令和１０年　１月２６日（水）	令和１０年　１月　４日（火） ～令和１０年　１月３１日（月）

※内定が出たとしても、面接の結果次第では実際の受入が困難な場合がございますのでご了承ください。

４月一次で内定を辞退した場合、二次受付の申し込みはできません。

４月転園のみ、受付期間が異なります。詳細は１０ページをご確認ください。

◎４月転園申込み時・継続を希望する方の注意事項

転園申請の場合、４月を除き、新規入園申請と同じ期間で受付いたします。

令和８年度在園児の４月転園や継続を希望する場合、**令和８年９月３０日（水）**までに現在通っている園に必要書類を提出してください。

一次受付期間内であっても、**令和８年９月３０日（水）**までに提出がなかったものは新規申請として扱います。審査により、希望園および通園中の園に入れない可能性があるため、必ず期間内に提出してください。

◎市外からの４月入園について

４月一次受付は、市外からの申請は受付対象外です。入園の前月までに志木市に転入予定の方は、４月一次受付への申し込みが可能です。詳細は、ホームページに掲載している、「志木市外へ転出／市外園を希望／志木市へ転入／市外から市内園を希望する方」をご覧ください。

◎３月入園について

３月は、選考を行っていないため入園できません。不承諾通知が必要な方のみ、期間内に申請が必要です。なお、**市外からの申請は承っておりませんのでご了承ください。**

◎４月入園申込み時の注意事項（私立保育園の場合）

令和９年２月３日（水）までに出産予定の方へ（４月１日現在で生後５７日を超える場合）民設民営保育園の４月入園を希望する出産予定の方は、母子手帳の出産予定日が記入されているページのコピーをご提出ください。申込書の児童名、性別、生年月日は記入不要です。出産後速やかに、保育課窓口に必要事項を届け出てください。（保育課への出産後諸手続き届け出期限は、**令和９年２月１２日（金）**です。）

ただし、**令和９年２月３日（水）**までに出産されなかった場合は、保育課にご連絡ください

◎障がい児保育（ひまわり保育）及び医療的ケア児は4月入園一次受付期間のみの受付となります。詳しくはP２８・Ｐ２９をご覧ください。

（注１）電子申請について

パソコン、スマートフォンから２４時間いつでも入園申請が可能です。
※申請期間については、P９の申込受付期間日程表をご確認ください。
※就労証明書等の必要書類は、データで添付していただく必要があります。
※いかなる理由があっても、期間外での受付はできません。なお、記載内容に不備があった場合は保育課から連絡します。追加提出期間中に再提出がない場合、申請を受付できません。追加提出期間についてはホームページをご確認ください。
※下記「☆電子申請はこちらから☆」より申請可能です。

（注２）郵送受付について

※郵送受付については、各申込受付期間開始から締切日**必着**となります。
※期間終了後に届いた場合は、翌月以降の入園審査となりますので、あらかじめご了承ください。
※申請に必要な書類などが不足している場合には、受付できないことがありますので、提出前に書類の確認をお願いします。（『保育施設・学童郵送申請送付状』にて、ご確認ください。）
※記載内容に不備があった場合は保育課から連絡します。追加提出期間中に再提出がない場合、申請を受付できません。追加提出期間についてはホームページをご確認ください。
※郵送事故等による責任は負いかねますので、不安な方は**簡易書留**など配達記録が残る方法でご提出ください。
※マイナンバーの記載について
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請兼施設利用申請書への**記載は不要**です。
（郵送によるマイナンバーの確認はできませんので、ご注意ください。）
ただし、市民税は、その年の１月１日現在住んでいた市区町村で課税されるため、市外に住んでいた方は、その市区町村の**課税証明書または非課税証明書**をご提出いただく必要があります。
詳しくはＰ２４をご覧ください。

（注３）窓口受付について

４月一次受付のみ、窓口による申請は事前予約制です。（先着順・のみ）
受付場所は保育課窓口です。
予約枠には定員があり、ご希望の時間に予約できない場合があります。あらかじめご了承ください。

受付期間：令和８年１０月２６日（月）～ 令和８年１１月１１日（水）
※土曜日、日曜日、祝日は除く
※全日午前９時から午後４時まで
※一世帯につき３０分まで**（複数のお子様の申し込みをする場合も同様です。）**

予約期間：令和８年１０月１３日（火）１２時００分 ～ 令和８年１１月１１日（水）１５時３０分
※予約枠が埋まり次第、窓口による受付を終了させていただく場合があります。
※下記「☆窓口予約はこちらから☆」より予約可能です。

☆電子申請はこちらから☆

☆窓口予約はこちらから☆

1 入園の決定方法

保育園等への入園は、保育の必要性認定後、以下（１）～（３）の３点を考慮し、利用調整（書類審査、訪問調査等）を行い、保育の必要性が高い乳幼児から決定します。

ただし、入園を決定(入園中）した場合でも、入園申込み、面接調査等により虚偽の申立て及び記入内容が事実と違うことが判明した場合には、保育の実施の解除（退園）となりますので、ご注意ください。

また、利用調整の際、必要に応じて勤務先に電話問い合わせ、訪問調査等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申込みから入園までの流れについては、Ｐ１５～１７「入園までの流れ」をご覧ください。

（書類不備の場合は、審査に必要な書類の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。）

（１） 保育を必要とする事由について

保護者が、次の①～⑨のいずれかに該当していることによって、保育の必要な事由に該当すると認定されます。

① **就　　労**　常時（**週４日以上かつ１日に４時間以上）仕事をしている。**
② **妊娠、出産**　妊娠中であるか、又は出産後間もない。
(※入園できる期間は、出産予定日の属する月とその前後2か月の最長５か月間になります。その後の通園につきましては、Ｐ２３をご覧ください。）
③ **疾病、障がい**
④ **同居または長期入院等している親族の介護、看護（週４日以上かつ１日に４時間以上）**
⑤ **災害復旧**　火災、風水害、地震等の災害に遭い復旧にあたっている。
⑥ **求職活動**
⑦ **就　　学**　日中、大学・職業訓練校等に就学している。**（週４日以上かつ１日に４時間以上）**
⑧ **虐待やＤＶのおそれがあること**
⑨ **その他、上記に類する状態として市が認める場合**

（２） 保育の必要量

保護者の就労時間等、保育を必要とする時間数によって、保育標準時間と保育短時間に区分されます。それぞれ、保育料も異なってきますので、ご注意ください。

保育標準時間（最長１１時間）
主に両親ともフルタイムの就労、またはそれに近い場合を想定した保育認定です。
下限としては、主に１週あたり３０時間程度（１か月１２０時間）です。

保育短時間（最長８時間）　※基本的な保育時間８時30分～16時２９分以内での預かり
両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した保育認定です。
求職活動・入園後に下の子に係る育休を取得する場合も該当します。
該当勤務時間は１か月６４時間以上１２０時間未満です。
施設ごとで一律の時間設定となり、その他の時間帯については、延長保育となります。

※「妊娠・出産」、「災害復旧」、「虐待やＤＶのおそれがあること」については、この区分を設けません。

（３） 保育の優先利用

保育の利用調整をするにあたり、優先度を高める項目（ひとり親家庭、生活保護世帯等）については、点数として加点をしていきます。

※内定後に、勤務先の変更・勤務時間等に変更があった場合は、再審査を行います。

内定取消や退園の場合があるため、申請内容と相違がないように注意してください。

２ 申請に必要な書類

⑴施設型給付費・地域型保育給付費等
　支給認定申請　兼　施設利用申込書　・・・お子様１人につき１枚提出
⑵児童等状況調査票　・・・お子様１人につき１枚提出
⑶重要事項確認票　・・・お子様１人につき１枚提出
⑷児童手当に係る保育園保護者負担金・給食費等の徴収に関する申出書
⑸保育の必要性を証明するもの・・・18歳以上（高校就学年度に相当する方を除く）60歳未満の同居者全員分提出（該当する書類、下記チェック表参照）

申請に必要な書類のチェック表 ※ DL可 は、市ホームページからダウンロードできます。

※入園申込書を提出する前に、下記の表で書類がそろっているかチェックをしてください。
お子様１人につき、各書類が１部必要です。原本が１枚しかない書類は、必ずお子様の人数分ご用意ください。（コピー可）

	提出書類		誰のものが必要か	チェック
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書 DL可		お子様分	
2	児童等状況調査票 DL可		お子様分	
3	重要事項確認票（※新規入園申請のみ必要） DL可		お子様分	
4	児童手当に係る保育園保護者負担金・給食費等の徴収に関する申出書		市より児童手当を受給している方	
5	保育の必要性を証する書類(次のいずれか)			
	働いている場合	就労証明書 DL可 **（証明日が提出日より3か月経っていないもの）**	自営業以外で就労している方	
		就労証明書 DL可 自営業を証明する書類 ※確定申告書や営業許可証等の写し	自営業の方	
	就職予定の場合	就労証明書 DL可（内定先のもの）	就労が内定している方	
		勤務誓約書 DL可	就職活動中の方	
	出産予定の方	母子健康手帳の写し	出産予定の方	
	病気の場合	診断書（志木市様式のもの） DL可	病気療養中の方	
	心身障がいの場合	障害者手帳	心身障がい者の方	
	心身障がい者の介護又は看護の場合	障害者手帳の写し 介護、看護スケジュール	障がい者を介護又は看護する場合	
	就学している場合	在学証明書、カリキュラムの写し	就学している方	
	ＤＶ・虐待など	事実を証明する書類等	ＤＶを受けている方	
	その他	保育の必要性を証する書類		
6	該当者のみ提出が必要な書類			
	令和８年１月１日時点で志木市に住民登録がない方、または現在登録がない方（他市から志木市へ転入をされた方・又は単身赴任中の方）	当該年度の市県民税課税証明書（又は市県民税非課税証明書） ※詳しくはP24「1月1日現在市外に住んでいた方」をご覧ください。	ご両親分（窓口申請において、申込書にマイナンバーを記載した方は不要です。）	
	家庭保育室等を利用中の方	保育施設等利用証明書 DL可	お子様分	
	離婚を前提にした別居中の方	離婚調停を証明するもの **（※提出できない場合、別居中配偶者の書類が必要となります。）**	離婚予定の方	
	アレルギーのあるお子様	アレルギーの詳細が分かる資料	お子様分	
	市内保育施設にて勤務する（予定含め）方	保育園業務従事者優先利用に関する申立書 DL可	市内保育施設にて勤務している方、内定している方	
	生活保護受給者	生活保護受給証又は生活保護受給証明書	生活保護を受給している方	

※その他、必要に応じて必要な書類を求める場合があります。

提出書類に関する注意点

① 申請時の就労証明書と同じ勤務先・日数・時間数で、入園後も継続して就労できるものとして審査を行います。入園決定後に、提出していた書類と異なる就労状況である場合、または入園時から就労時間等が減った場合は退園や入園の取り消しとなる場合があります。

② 診断書は、市外からの申請を含め、志木市様式で提出をしてください。

③ 申請書のコピーが必要な場合は、申請前にご自身で取得してください。

提出後にコピーのお渡しはできません。（電子申請の場合を除く）

④ １月１日時点の住所は、受付時に確認することができません。住所に誤りがあり、市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高額での審査になるため、よく確認してから申請してください。

３ 入園までの流れ

★１号認定の場合（幼稚園）

※子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園を申込む場合、１号認定の申請は必要です。現在、市内では、「志木教会附属泉幼稚園」・「幸福の森幼稚園」・「足立みどり幼稚園」の３園です。

満３歳以上の児童で、教育を必要とする場合は、幼稚園に直接入園の申込みを行います。幼稚園と同時に保育園、小規模保育事業などの利用希望も申込む場合は、幼稚園で入園申込みを行い、保育の必要性の申請手続き（２号申請）は市で行ってください。この場合、１号の認定の申請は不要です。

①　入園説明会・園見学など

申請にあたって、希望する幼稚園の見学や説明会にご参加ください。
日程は各園へお問い合わせください。

⇩

②　入園要綱・願書配付

希望する園の願書を入手してください。願書は有料であったり、配付数に限りがある園もありますので、配付日時・方法については各園にお問い合わせください。

⇩

③　願書受付・審査

希望する園を決め、各園の定める方法に従って願書を提出してください。申込者が定員を超えると抽選などの方法を取る園もあります。その後、面接に合格すると入園決定となります。

⇩

④　１号認定申請書の提出・受領

入園の内定を受けた新入園児については、幼稚園を通して１号認定申請書を受け取り、記入をしてから幼稚園に申請書を提出してください。幼稚園で申請書をまとめて、市役所へ送り、市で内容の確認後、１号認定証及び保育料決定通知書を送付します。

★２号・３号認定の場合（保育園等）

「保育園等」とは、認可保育園、認定こども園（保育園部分）、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のことをいいます。

満３歳以上、または満３歳未満の児童で保育を必要とする場合は、市に保育の必要性の認定と、希望する施設の入園申込みを同時に行います。Ｐ１２（１）「保育を必要とする事由について」に該当し、保育の必要性が認められた場合、市から保護者に対し、満３歳以上は保育標準時間（２号）または保育短時間（２号）、満３歳未満は保育標準時間（３号）または保育短時間（３号）の認定証を交付します。

①　事前相談・見学など

申請にあたって、市役所にて随時相談を受け付けています。
各保育施設の見学も可能ですので、各施設に直接お問い合わせのうえ、お子様と一緒に見学し、各保育園などの利用にあたっての重要事項などについて確認ください。

重要事項とは…保育園等の開所時間、職員体制、延長保育料など、その他施設選択に関する事項のことをいいます。

⇩

②　認定申請・入園（または転園）申込み（※期間についてはＰ９参照）

◎支給認定と保育施設利用の申し込みは、同時に行っていただきます。
◎**書類不備の場合は受付できませんので早めの手続きをお願いします。**
◎入園申請の締切日をご確認の上、お申し込みください。
◎毎月１日が入園日です（**月途中の入園はできません**）
◎各園の空き状況については、入園希望月の前々月の２０日以降に公表します。（４月は除く。）
保育課窓口・志木市ホームページにてご確認ください。
◎追加書類・転園申請の締切日も同じです。
◎市外の保育施設等を申請する場合は、締切日等が異なる場合があります。（詳しくはＰ１８をご覧ください。）

⇩

③　申請書の受理・申請内容の確認

申請内容に不明な点がある場合は、電話確認や訪問調査などによる実態調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

⇩

④　利用調整

提出していただいた書類を元に、市の利用調整基準に基づき、年齢ごとに利用調整を行います。
提出書類に虚偽がある場合、入園の決定を取消しさせていただきます。

（次ページに続きます。）

⇩

（前ページからのつづき）

保留の場合

次月以降、利用調整

⑤ -1　入園前面接のお知らせ

◎１０日頃お手紙にてお知らせいたします。なお、この時点で入園を辞退する場合は、減点が生じます。

◎送付される通知文に基づいて、指定された園へ面接を受けに行ってください。**必ず入園月の前月中に**受けていただきます。

◎保育条件、実費徴収等についても面接時にご確認ください。

⑤ -2　利用調整結果通知（初回のみ・不承諾）

◎利用調整の結果、入園とならなかったお子様の保護者の方に、１０日頃、利用調整結果通知書（不承諾）・支給認定証を送付します。**（初回のみ）**

◎次月からにおいては、自動的に審査にかかります。不承諾の場合は、通知はありませんので、ご注意ください。

◎入園保留となっても、当該年度２月申請分までは利用調整の対象となります。改めて申請し直す必要はありませんが、申込みを取下げる場合や、提出した書類の内容に変更（就労の時間や入園を希望する保育施設の変更など）がある場合には、その都度、追加で書類を提出してください。

◎申請月以降、再度不承諾通知書が必要になった場合、「不承諾通知再発行申請書」にて申請してください。

●アフターフォロー・あっせん

市役所窓口において、翌月からの利用調整に向けた、希望園の追加・変更の受付を実施します。

また、定員に空きのある認可保育園や小規模保育をご案内します。

ご家庭の状況をお聞きしながら、お子様の預け先・一時保育等の保育サービスについてご案内いたします。

⑥　入園前健康診断

◎すべてのお子様に、必ず入園月の前月中に受けていただきます。

◎入園前健康診断の結果、健康管理上または集団生活上、特に注意が必要と認められた場合には、利用園等の相談をさせていただく場合があります。

◎健康診断の詳細につきましては、指定園での面接時にお伝えします。

※公立保育園では、入園前面接のお知らせと同封で健康診断書の様式を送らせていただいており、面接時にご提出となります。

⑦　入園決定通知書・保育料決定通知書の発送

◎健康診断・面接後、入園決定通知書を、入園前月の末日までに発送いたします。
また、申請初月に入園決定した方へは、支給認定証も一緒に同封します。

◎保育料決定通知書は、納入通知書と一緒に入園日以降に発送いたします。

◎転園決定者は、今まで在籍していた保育園分の退園届を必ず提出してください。

⑧　入園（毎月１日）

◎月途中の入園は行っていません。

◎お子様が慣れるまで、入園後約１週間ほど慣らし保育があります。慣らし保育の期間は各園によって異なりますのでご注意ください。

◇申込み受付後、家庭の状況等につきまして、必要に応じて**保育課職員が家庭訪問や電話等により確認を行う場合があります。**

◇必ず**年度ごとの申請が必要です。**申請書類など忘れずにご提出ください。

４ 市外の保育園を希望する場合

市外に転出する予定がある、または里帰り出産などの理由の他、市境に居住している、勤務先が近いなどを理由として、志木市に住民登録のある家庭が市外の保育園を希望することもできます。

◎入所希望月の前月までに申込み先自治体へ転出予定のある方

志木市に住民登録があり、転出予定で志木市外の保育施設を希望する場合は、希望先の自治体へ直接申し込みをしてください。

◎入所希望月の前月までに申込み先自治体へ転出予定のない方

転出予定のない方が、志木市外の保育施設を希望する場合は、志木市役所保育課の窓口となります（電子申請・FAX不可）。利用調整については、希望する保育施設のある市区町村で選考を行います。ほとんどの市区町村において、市内在住者が優先的に利用できるような制度を設けています。**希望理由によっては申込みに制限がかかることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがあります。**

★申込みの前に・・・ **希望先市区町村の保育園担当課へ次の事項を必ずご確認ください。**

① 申込み締切日
② 必要書類
③ 他の市区町村からの申し込み制限
④ 申込みする際の注意
⑤ 希望する施設の空き状況

支給認定・利用申請受付について

志木市役所保育課窓口に必要書類をそろえて、希望先市区町村の**締切日の１０日前までに提出してください。**
１０日前を過ぎて申請があった場合は、受付できませんのでご注意ください。
書類は、志木市で受付したのち、希望先市区町村へ締切日までに届くように郵送します。

【必要書類】
- 志木市様式の申請書一式
- 保育の必要性を証明する書類
- その他、希望する保育園のある市区町村が必要とする書類

●申請取下げについて

市外の保育園申請の必要がなくなったときは、速やかに入園申請取下げ書を志木市保育課へご提出ください。

☆申請取下・内定辞退はこちらから☆

※市外の園に通園する場合、原則通園する園がある市のルールに従っていただきます。
例：勤務誓約の期間、預かる際の細かいルール等

５　市外からの入園

志木市外からの入園について、下表のとおり市立保育園での受入制限を行っています。

志木市外在住の方

	市立保育園	私立保育園・小規模保育施設
転入予定あり	○	○
転入予定なし	×	○

※入園月までに志木市へ転入（住民登録を異動する）予定の方は、住居の賃貸借（売買）契約書等を提出していただいた場合に限り、市民としての利用調整を行います。**ただし、入園月の前月末日までに志木市へ転入（住民登録を異動する）されることが確認できる場合に限ります。確認できない場合は、内定・入園取消となります。**なお、申請窓口は、志木市役所保育課の窓口となります（郵送の場合、各申込受付期間開始から締め切り日必着）。

※申請書一式の他に、市外の方は以下書類の提出が必要です。

- **当該年度の課税証明書（又は非課税証明書）**
- **志木市様式の「重要事項確認票」**
- **志木市様式の「転入誓約書」**
- **志木市様式の「児童等状況調査票」**

詳しくはＰ２４の「１月１日現在市外に住んでいた方」をご覧ください。

※市外からの申請で、かつ、本市に転入予定が無い場合、申請窓口は、現在お住まいの市区町村になります。利用調整上の優先順位は一番最後です。（詳しくはＰ３５をご覧ください。）

※市外から当市の園に通園する場合、当市のルールに従っていただきます。
例：勤務誓約の期間、預かる際の細かいルール等

６　市外園と市内園を併願される場合

志木市内の保育施設と、他市の保育施設については、併願することが可能です。
この場合、志木市様式で申請書類一式をご準備ください。
（他市の保育施設への申請方法については、前ページをご確認ください。）

※同時に複数の市町村を申請し、複数の市町村にて内定が出た場合は、入所園以外の内定を辞退していただく必要があります。必ずお手続きをお願いいたします。

7 注意事項　（※必ずお読みください。守っていただけない場合、退園・入園取消となる場合があります。）

保育施設は、国や県、市の税金を使って運営している児童福祉施設です。
保育を必要とする事由に該当しない場合は、入園・通園することはできません。
提出書類や、注意事項が多く、お手数をおかけいたしますが、ご理解ください。

【入園申込み時の注意】

◎提出書類・審査点数について

・提出書類は、**全てそろっていないと受け付けることはできません。**また、**提出書類に虚偽や重大な過失があった場合、入園後であっても入園を取消させていただきます。**

・提出書類に変更がある場合は、変更が分かってから１０日以内に変更後の書類を提出してください。**変更があったにもかかわらず、書類を提出していない場合は、入園が決定したとしても取り消しとなります。**

・**就労証明書上で、勤務日数が「３～４日」等、複数記載されている場合は、少ない日数にて審査をさせていただきます。週３日以下で審査となる場合は、入園月から週４日以上に勤務日数を増やす必要があります。**

・提出いただく書類は、基本的に入園月の状況でご記入ください。また、**申請時と入園時で、就労時間等が減ってしまっている場合や、退職された場合は、入園を取消させていただきます。**

・**出産期間が入園希望月と被る場合、それまで就労していた等のいかなる理由があっても、保育が必要な要件は出産となります。出産要件の場合、入園できる期間は原則、最長５か月間になります。**

・同一指数の世帯につきましては、保育料算定に係る該当年度の市町村民税所得割額によって審査します。市町村民税所得割額が確認できない場合は、**市町村民税所得割額を最高額として審査しますのでご注意ください。**

◎選考について

・入園選考の優先順位は、保護者の保育の必要性に応じて判定します。欠員や待機児童の有無に関わらず、通園可能な範囲内の希望園を、お申し込みください。

・入園の可否は申込み順ではありません。

・選考の結果、希望する保育園に入園することができない場合もあります。

◎育児休業中に申し込みをする方へ

・入園月の月末までに復職される場合は申し込むことができます。

・入園後、復職された証明として、育児休暇取得済みの就労証明書を、復職後速やかに提出してください。**育休復帰を条件での入園であったにも関わらず、入園月に復職できなかったり、復職せず別の仕事へ就いたり、退職してしまった場合、入園を取消、または退園していただきます。**（例：４月入園の場合は、復職日が４月１日から４月３０日までの日付である必要があり、復職が５月１日の場合は退園になります。）**また、求職認定を年度内に複数回受けることはできません。求職期間中は、毎月20日までに求職活動現況届の提出が必要です。**

◎求職中に申し込みをする方へ

保護者が求職中で入園した場合、お子様の保育が可能な期間は**３か月間**です。この間に、週４日以上かつ１日あたり４時間以上の就労を開始し、就労証明書の提出がなかった場合は、**保育園を退園していただきます。（例：４月入園の場合は、６月３０日までの就労開始が必要であり、７月１日以降に就労を開始した場合は退園になります。）また、求職認定を年度内に複数回受けることはできません。求職期間中は、毎月20日までに求職活動現況届の提出が必要です。**

◎育児休業給付金の延長について

育児休業給付金の延長に使用する、保育園に入園できないことを証明する書類としては、「保育園入園不承諾通知書」をご使用ください。この「保育園入園不承諾通知書」は、保育園入園申し込みを行った方で、入園ができない場合にのみ発行されます。

郵送・窓口で受理した申請書は、返却やコピーのお渡しは行いませんので、必ず事前にコピーをお取りください。

育児休業給付金に関する詳しい内容については、勤務先、又はハローワークへお問い合わせください。

◎お子様にアレルギーがある方へ

お子様に食物アレルギーがある場合、児童の安全性の確保をするため、必ず事前に希望施設へ現在の状況や除去内容などを詳しく伝えたうえ、給食等の対応が可能かどうか相談してください。また、申請用紙のアレルギー記入欄に、必ず詳細を記載してください。

（記載がない場合、虚偽の申請となり、利用調整ができず待機していただく可能性があります。）給食の対応が必要な場合は、医師の「診断書」等の提出をお願いします。

【入園後の注意】

◎入園後について

- **入園当初の一定期間は、お子様が保育園での集団生活に慣れるまで、平常の保育は困難ですので、「慣らし保育」を行います。ご承知ください。**（園によって期間は異なります。）
- お子様の状況により、慣らし保育の期間を延長する場合があります。また、お子様の体調、保育状況等によっては、延長保育の時間を制限させていただく場合があります。
- **慣らし保育は、入園してからになりますので、保護者は勤務先と、十分に調整をお願いします。**
- 入園後の保育に当たって、必要に応じて個人情報を取得させていただく場合があります。
- 送迎は、交通事故その他事故が発生しないように必ず保護者が責任をもって行ってください。
  （小学生の送迎は認めていません。）お迎えする方が変わるときは、必ずあらかじめ、園に連絡してください。
  ※原則は上記のとおりですが、園によってはお子様の安全を考え、中学生の方のお迎えをお断りする場合もありますので、事前に園にご確認ください。
- **送迎時の路上駐車は、近隣にお住まいの方の迷惑になるばかりか、交通事故の原因となることもありますので絶対におやめください。**
- **勤務終了後は、決められた時間を厳守して、速やかにお迎えに来てください。なお、リフレッシュ、買物等の理由は、延長保育の対象となりません。お迎え後に用事等を済ませてください。**
  上記違反を常設的に行っていると確認できる場合、退園の対象となります。
- 仕事が休みの日(月曜日から金曜日に限る)の保育については各園にご相談ください。
- **保育園通園中に、市外への転出が決定した場合、志木市民としての退園届の提出が必要になります。**
  保育園との調整の必要もありますので、必ずご提出ください。また、転出された場合、必ず通園中の保育園へご報告をお願いします。
  転出後も、現在通園中の園へ引き続き通いたい場合、転出先の市町村にて再度申請書の提出をしていただく必要がございます。（手続きを行えば年度内の通園は可能です。）
- 市では、就労**実態のない就労証明書は虚偽**の報告、提出とみなしております。調査を重ね、実態がないことが発覚した場合、**その日をもって退園**となります。
- 入園後、就労の日数や時間数を、故意に減らすことはおやめください。

◎転園について

- **兄弟が入園している保育施設以外への転園の審査は、新規入園希望者の審査後に行います。そのため、保育施設に空きがあったとしても、新規入園希望者を優先して入園を決定しておりますので、転園できない場合があります。ご了承ください。**
- 入園後に転園を希望される場合は、申込書に希望園を記入の上、希望月の申請期間中に提出ください。
  なお、**転園内定後はいかなる理由（子どもが納得しない、転園先で延長保育が認められない等）があっても元の園には戻れません。**
- 育児休業中であっても、転園申請できます。

◎保育園の入園期間について

・保育園等の入園期間は、小学校就学前までの範囲内で、保育が必要と見込まれる期間（就労予定期間、治療見込期間等）です。短期間限定で入園が認められる場合がありますので、ご承知ください。
・入園を承諾した期間内であっても、入園資格がなくなったときは、退園していただきます。また、退園を希望される場合は、退園届を保育課へ提出してください。
・就労実績がない場合で、短期間限定で入園が認められたときは、**就労後の勤務実績を証明する就労証明書や給与明細書等の写し**を提出していただきます。

◎支給認定について

・認定証が交付されても、施設の定員などにより入園できない場合があります。

◎就労状況について

・内定後に勤務状況が変わった場合は再審査となり、内定取り消しになる場合があります。申請から入園後まで就労状況に変動がないようにしてください。（**例：勤務先の変更、派遣元の変更、勤務時間の変更など**）
・内定が出る前に就労状況の変更があった場合は新規の就労証明書を保育課に提出してください。求職期間が必要な方は、事実が分かった時点で保育課へご相談いただき、**必ず勤務誓約書を２週間以内に提出してください。提出が無く、後からその事実が発覚した場合は、退園となります。**
・保育の必要性を証明するものとは、就労証明書や診断書等、客観的に保育ができない状況を確認できる証明書です。
・「就労」とは、**その就労に応じた相当の金銭収入を得ていることをいいます。**家事、ボランティア活動、趣味の範囲の活動等、金銭収入の無い仕事などの場合は、就労しているとは認められません。

◎変更届等の所定の届出書について

・当初提出した申込書の内容に変更があった場合は、変更届等所定の届出書を提出してください。
（例：住所、氏名の変更、生活保護の開始や廃止、育児休業を取得する場合など）

◎出産期間について

・保育を必要とする理由が、就労から出産（出産予定日の属する月とその前後２か月の期間）に変わるときは、出産予定日の３か月前までに、変更届と母子健康手帳の表紙・出産予定日が記入されているページのコピーを各保育施設に提出してください。

◎延長保育について

・延長保育は、保護者の勤務状況等により必要な場合に限って行います。 入園後、保育園に申請書を提出して許可を受けることが必要です。（延長時間は、勤務時間に通勤時間を加算した時間です。）
・お子様の体調・発育状況等によっては、（延長）保育の時間を制限させていただく場合があります。
・在宅勤務の方は原則延長保育は行いませんが、会社からの依頼等により残業が発生する場合等については、就労証明書に在宅勤務の就労時間を記入したものを園にご提出ください。

◎土曜保育について

・土曜保育を希望する場合、園からシフト表などを求められる可能性があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

◎育児休業に伴う在園児の退園と継続保育について

①保護者が育児休業制度を活用する場合

出産後、育児休業を取得する場合、在園児は保育が必要な状態ではなくなります。ただし、保育の継続を希望する場合は、下記の書類を提出いただくことで一定期間、保育の継続が可能です。

●提出書類　※出産後、各保育施設に提出してください。

育児休業取得予定証明書（復職予定日が明記されているもの）

短時間認定への変更届

（また、復職後に「就労証明書」を提出してください。）

●保育の継続が可能な期間

新たに生まれたお子様が２歳に達する日（誕生日の前日）の属する月末までです。

ただし、それより前に育児休業が終了する場合は、終了日の属する月末までとなります。

※育児休業を延長する場合は、その都度、育児休業取得予定証明書の提出が必要です。

なお、保育の継続可能な期間終了日までに復職しなければ、退園となります。

②保護者が育児休業制度を活用できない場合

産前産後期間が終了する日の属する月末をもって退園となります。

ただし、就労の意志がある場合に限り、下記書類の提出を要件に６か月を限度として、年齢を問わず、在園児の保育の継続ができます。

６か月後の末日までに就労できない場合は退園となります。

（原則、新規入園の申込みは、入園希望月の前々月末日が締切りとなりますので、ご注意ください。）

●提出書類　※出産後、速やかに各保育施設に提出してください。

勤務誓約書（６か月用）（また、就職が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。）

短時間認定への変更届

●保育の継続が可能な期間

産後休暇期間が終了する日の属する月の翌月から、６か月後の末日まで。

詳しくは保育課にご相談ください。

なお、保育の継続可能な期間終了日までに就労し、新たに生まれたお子様が有償の保育施設に入園できない場合、退園となります。

③保護者の保育要件が疾病や障がいの方・就労をしながら下の子を保育される方について

新たに生まれたお子様が満１歳に達する日までに有償の保育施設へ入園できれば、在園児の保育の継続が可能です。

なお、保育の継続可能な期間終了日までに新たに生まれたお子様の入園ができない場合、退園となります。

８ 保育料について

保育料は、毎月１日現在で在園しているお子様の保護者に対して、口座振替により、登園の有無にかかわらず納めていただきます。指定された金融機関に口座がない世帯は、口座を開設してください。退園する場合には、その月末までに退園手続をしていないと、翌月分の保育料を納めていただく必要がありますので、ご注意ください。（延長保育料は別途お支払いいただきます。）

また、保育料は、お子様のクラス年齢と世帯の市町村民税所得割に基づき算定されます。

４月に前年度市町村民税額により算定を行い、９月に当該年度市町村民税額により保育料階層を変更します。

保育料は、決められた期日までに納めてください。保育料を滞納しますと、児童福祉法第５６条の規定により、滞納処分を受けることがあります。

４ 月 ～ ８ 月 分	９ 月 ～ 翌 ３ 月 分
世帯の前年度の市町村民税所得割の合計額によって、保育料を決定する。 (例：令和９年４月分保育料→令和８年度市町村民税所得割額で算定)	世帯の当該年度の市町村民税所得割の合計額によって、保育料を決定する。 (例：令和９年９月分保育料→令和９年度市町村民税所得割額で算定)

注意点

※市町村民税が未申告の方は、保育料が最高額となる場合がありますので、収入が無い方であっても、市町村民税の申告は必要です。**必ず申告を済ませてから、申請してください。**

※保育料算定にあたって、市町村民税の課税状況を保育課で確認させていただきます。

※保育料算定の際は、住宅借入（取得）金等特別控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除（ふるさと納税等）の控除前の市町村民税額で保育料を決定します。

★１月１日現在市外に住んでいた方

市民税は、その年の１月１日現在住んでいた市区町村で課税されます。そのため、市外に住んでいた方は、その市区町村の課税証明書または非課税証明書をご提出いただく必要があります。

（例：令和８年１月１日時点で前市区町村に在住→令和８年度市県民税（非）課税証明書は前市区町村で交付）

また、市県民税（非）課税証明書については、当年度の６月中旬ごろに発行が始まります。

※１月１日現在国外に住んでいた方は、一昨年または前年の１月１日～１２月３１日までの収入が確認できる書類（給与明細等）をご提出いただく必要があります。

（令和８年１月１日に国外に住んでいた方は令和７年の収入、令和９年１月１日に国外に住んでいた方は令和８年の収入が確認できる書類を提出してください。）

令和９年度市県民税課税証明書　提出期限

４月～　８月申請者の場合・・・令和９年７月末までに提出
９月～翌３月申請者の場合・・・申請書提出時

※１月１日時点の住所は、受付時に確認することができません。
誤りがある場合、最高額での審査になるため申請時によく確認してください。

口座振替の手続について

保育料の納付は口座振替となります。保育料決定通知書に同封する「市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に、必要事項を記入の上、金融機関へ提出してください。
なお、依頼書は、お子様１人につき、１枚必要です。
※延長保育料については、上記の他に別途申し込みが必要となります。
※保育料と延長保育料の口座振替は、同じ口座をご利用ください。
※小規模保育施設・認定こども園を利用する方は、直接各園にお問い合わせください。

★手続きに必要なもの　①預(貯)金通帳　②印鑑（通帳に使用している印鑑）

《口座振替のできるところ》　※金融機関名は令和８年８月現在

●埼玉りそな銀行	●りそな銀行	●三菱ＵＦＪ銀行	●巣鴨信用金庫
●武蔵野銀行	●東京信用金庫	●川口信用金庫	
●埼玉縣信用金庫	●あさか野農業協同組合	●みずほ銀行	
●三井住友銀行	●中央労働金庫	●ゆうちょ銀行	

※上記金融機関であれば、各本店、支店で引き落としが可能です。
※保育課・市民サービスステーション・柳瀬川駅前出張所でもお預かりは可能ですが、届出印等の確認に日数がかかりますので依頼書に指定された期日以降での口座引き落としとなる場合があります。

保育料の変更について

※手続きが必要です

⑴前年の所得割額が変更になったとき（保育料算定の階層区分の変更が必要な場合のみ）。
⑵生活保護が開始又は廃止になったとき。
⑶離婚等により世帯に変更があったとき。
※事実発生の翌月から変更又は適用します。**また、遡っての変更は申し出のあった年度内を限度とします。**

⑷ひとり親控除のみなし適用

未婚のひとり親世帯の保育料算定に、ひとり親控除の「みなし適用」を行います。
ひとり親世帯の中でも、婚姻していなかった場合に控除が受けられない世帯がいたことから、ひとり親控除をみなし適用し、保育料を算定します。また、適用には別途申請が必要となりますので、詳しくは保育課までお問い合わせください。なお、ひとり親控除をみなし適用したとしても、保育料が変更とならない場合もあります。

保育料納期限一覧表（口座振替日）

月	振　替　日	月	振　替　日	月	振　替　日
４月	令和９年４月３０日（金）	８月	令和９年８月３１日（火）	12月	令和１０年１月４日（火）
５月	令和９年５月３１日（月）	９月	令和９年９月３０日（木）	１月	令和１０年１月３１日（月）
６月	令和９年６月３０日（水）	10月	令和９年１１月１日（月）	２月	令和１０年２月２９日（火）
７月	令和９年８月２日（月）	11月	令和９年１１月３０日（火）	３月	令和１０年３月３１日（金）

（振替日は、毎月月末です。末日が土、日、祝日、金融機関の休日に当たる場合は、翌営業日となります。）

※延長保育料は１ヶ月後の振替となります。例：４月分→５月末振替
※残高不足により振替日に口座振替できなかった場合は、後日、保育課より納入通知書が発送されますので、金融機関等の窓口で支払いをしてください。

保育料の滞納処分について

保育園の運営にかかる費用は、税金を財源とした公費負担と、保護者からの保育料で賄われています。

保育料は、保育園を運営するための費用にあてられる大切なものです。

そのため、保育料の滞納は見逃すことのできない問題として、本市では**収納対策の強化**に取り組んでおります。保育料を納入期限までにお納めいただけない場合には、児童手当より徴収し、保育料等に充てます。また、法令の規定により、財産の差押処分を実施します。

保育料の減額（免除・減免）について

※手続きが必要です

(1)疾病や倒産等により、収入が激減したとき（前年の収入より４０%以上減った場合等。**自発的理由を除く。**）
(2)災害により著しい損害を受けたとき。
(3)その他（特別な事情があると認めるとき。）

※その他、保育料の支払いが困難になったときの納付の相談は、随時保育課で受け付けています。

幼児教育・保育の無償化について

※３歳児以降の児童については、幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となりますが、保育園の給食に伴う「主食費」と「副食費」は発生します。

詳細については、７ページをご覧ください。

保育料徴収基準額表

世帯の階層区分				保育料（月額）	
				保育標準 時間認定	保育短 時間認定
A	生活保護世帯			0円	0円
B	非課税世帯			0円	0円
C1	当該年度（規則で定める期間にあつては、前年度）分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額による区分	5,000円未満	4,600円 （2,300円）	4,400円 （2,200円）
C2			5,000円以上 21,000円未満	6,300円 （3,100円）	6,100円 （3,000円）
C3			21,000円以上 41,000円未満	10,300円 （5,100円）	10,000円 （5,000円）
C4			41,000円以上 62,000円未満	13,300円 （6,600円）	13,000円 （6,500円）
C5			62,000円以上 82,000円未満	16,400円 （8,200円）	16,100円 （8,000円）
C6			82,000円以上 95,000円未満	18,500円 （9,200円）	18,100円 （9,000円）
C7			95,000円以上 110,000円未満	20,600円 （10,300円）	20,100円 （10,000円）
C8			110,000円以上 130,000円未満	24,700円 （12,300円）	24,200円 （12,100円）
C9			130,000円以上 144,000円未満	27,800円 （13,900円）	27,200円 （13,600円）
C10			144,000円以上 154,000円未満	29,800円 （14,900円）	29,400円 （14,700円）
C11			154,000円以上 186,000円以上	33,900円 （16,900円）	33,300円 （16,600円）
C12			186,000円以上 200,000円未満	40,100円 （20,000円）	39,400円 （19,700円）
C13			200,000円以上 220,000円未満	42,200円 （21,100円）	41,700円 （20,800円）
C14			220,000円以上 240,000円未満	44,200円 （22,100円）	43,400円 （21,700円）
C15			240,000円以上 258,000円未満	50,400円 （25,200円）	49,500円 （24,700円）

C16			258,000円以上 286,000円未満	54,500円 （27,200円）	53,500円 （26,700円）
C17			286,000円以上 340,000円未満	56,600円 （28,300円）	55,600円 （27,800円）
C18			340,000円以上 397,000円未満	59,700円 （29,800円）	58,700円 （29,300円）
C19			397,000円以上 420,000円未満	62,800円 （31,400円）	61,800円 （30,900円）
C20			420,000円以上	64,800円 （32,400円）	63,800円 （31,900円）

※３～５歳児クラスについては令和元年１０月より無償化の対象となっております。

※令和９年４月１日より、保育料が改正となります。
詳細は、志木市ホームページ内「令和9年4月1日から保育料・学童保育料を改正します」をご確認ください。

保育料多子軽減について

① 申請が必要な場合

第３子（０～２歳児まで）の保育料は、上の子の年齢を問わず無償化の対象です。

３人目以降のお子様が保育園の０～２歳児クラスに在園している場合は、上のお子様の年齢を問わず3人目以降のお子様の保育料が全額免除となります。

上のお子様が大学進学などで転出している場合でも、生計を同一にしていれば対象です。

既に上のお子様が独立している（別生計を立てている）場合は対象外です。

※軽減を受けるためには年度ごとの申請が必要となります。

※延長保育料については、この軽減制度の対象外となります。

※新制度未移行幼稚園に通っている子も多子軽減の人数にカウントします。

兄弟で新制度未移行幼稚園に通園しているお子様がいる場合でも保育園児と同じように多子軽減の人数としてカウントされます。

例）第１子：幼稚園

第２子：保育園児⇒第２子半額

第３子：保育園児⇒無料

② 申請が不要な場合

同一世帯から2人以上のお子様が同時期に保育所等※に入園しているとき、軽減制度の対象になる場合があります。

２人入園されている場合……上のお子様が全額、下のお子様が（　）内の金額です。
３人以上入園されている場合…上のお子様が全額、2人目のお子様が（　）内の金額、
3人目以降のお子様は無料です。

※認可保育園、認定こども園、小規模保育施設、新制度に移行した幼稚園

●世帯年収が約360万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯等の方につきましては、軽減の対象となります。（所得申告により、申請不要です。）
詳しくは、保育課までお問い合わせください。

※本事業は埼玉県独自の施策であるため、県が事業を継続した場合のみの実施となります。

９ ひまわり保育（障がい児保育）について

市では、豊かな人間性を育むため、ひまわり保育（心身に障がいがある児童とない児童とが、ともに成長できるような集団保育）を行っています。

集団保育が可能かどうかを判定するため、**保護者つきそいの体験保育（３日間）**が必要です。対象となる要件、申込みの手続その他詳細については、**必ず申請の前に、**保育課へお問い合わせください。

また、**申し込み受付は４月入園一次受付期間のみ**となりますので、ご注意ください。

なお、４月一次入園で内定が出なかった場合、その年度については入園できませんのでご注意ください。

※ひまわり保育の必要性が認定されても、入園審査を全体と合わせておこなうため、必ず保育園に入園できるとは限りません。ひまわり保育を申請する場合は、９月末日までに保育課までご相談ください。

●令和９年度入園者ひまわり体験保育の日程●

新規入園希望者・・・令和８年１１月３０日(月)～令和８年１２月４日（金）

上記期間内で３日間、親子で通園。

（※体験保育を受ける園を選ぶことはできません。）

・ひまわり保育申請のフローチャート

１申請受付

申請受付については４月入園の一次申請のみとなります。

２体験保育

詳細につきましては、市より通知いたします。その指示に従い体験保育を行っていただきます。

３判定委員会

ひまわり保育判定委員会による判定を行います。結果については市より１月頃に通知いたします。

※ひまわり保育判定の結果は、保育園の内定ではございませんのでご注意ください。

４入園審査結果

１月中旬～下旬ごろに保育園の審査結果が通知されます。内定の場合は通常の入園と同じく、健康診断、面接を受けていただき、問題がなければ４月１日より入園となります。

１０ 医療的ケア児について

市では、医療的ケアが必要なお子様の保護者が、就労等の理由で保育園を希望する場合において、一部の保育園にて医療的ケアが必要なお子様の保育を行っています。

下記においてすべて該当する場合に限ります。

〇対象児

主治医から保育所等における集団保育が可能であると判断されている。
病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関わりの中で過ごせる。
日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われている。

〇保育時間

入園は４月一次申請入園のみとなります。
医療的ケア児の体力や安全確保の観点から、保育時間は原則、平日（月～金曜日）８時３０分～17 時の範囲となります。

保育園での医療的ケアが必要な場合は、**９月末日**までに保育課までご相談ください。

※申込みには、医師の意見書、医療的ケアに関する指示書、医療的ケア実施申込書等が必要となります。志木市 HP 内「医療的ケアが必要な児童の保育園入園申請」をご確認ください。

１１ その他の保育制度

(1)一時保育（有料）

保護者が、仕事や就学等の理由により、児童の保育が困難な場合に、一時的に保育する事業です。ただし、定員に限りがあるため、ご注意ください。

詳細については、各保育園へ問い合わせください。

一時保育を実施している園	いろは保育園	TEL０８０－７２２５－２２５７
	館第一すぎのこ保育園	TEL０４８－４２３－９７００
	ステラ志木宗岡保育園	TEL０４８－４８５－１５１７
	メリーポピンズ志木ルーム	TEL０４８－４７４－６３８０
	保育園元気キッズ志木幸町園	TEL０４８－４７０－４０５５

(2)ファミリー・サポート・センター（有料）

保護者が残業で保育園のお迎えに間に合わない場合や、就職試験、リフレッシュなど、一時的(時間単位)に保育をしてほしい場合に利用できます。

子育ての援助をしてほしい人（お願い会員）と、手助けをしたい人（まかせて会員）が会員になり、センターが条件や要望にあった会員同士を組み合わせて紹介し子育て家庭を支援するシステムです。

なお、利用にあたり、事前に会員登録が必要です。

問い合わせ　ファミリー・サポート・センター　TEL０４８－４７３－１１２５

(3)たんぽぽ生活応援隊（有料）

食事作り、買い物、掃除、洗濯などをお願いすることができるサービスです。

問い合わせ　志木市社会福祉協議会　TEL０４８－４７４－６５０８

(4)緊急サポート事業（緊急一時保育・病児保育・宿泊を伴う保育など）（有料）

仕事に行かなくてはならないのにお子様が急に熱を出した時、保護者が急に出張や残業になった場合など、一時的に保育をしてほしい場合に利用できます。子育ての援助をしてほしい人（利用会員）と、手助けをしたい人（サポート会員）が会員となり、センターが条件や要望にあった会員同士を組み合わせて紹介し、子育て家庭を支援するシステムです。

なお、利用にあたり事前に会員登録が必要です。

問い合わせ　緊急サポートセンター埼玉　TEL０４８－２９７－２９０３

(5)病児・病後児保育事業（有料）定員２人

お子様が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、お子様を保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業です。

なお、利用にあたり事前に登録が必要です。詳細については保育園元気キッズ志木柏町園へ直接お問い合わせください。

問い合わせ　保育園元気キッズ志木柏町園　TEL０８０－７２８８－８９５３

（電話受付：土日祝日を除く８時３０分から１７時３０分）

(6)病後児保育事業（有料）定員３人

お子様が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、お子様を保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業です。

なお、利用にあたり事前に登録が必要です。詳細についてはステラ志木宗岡保育園へ直接お問い合わせください。

問い合わせ　ステラ志木宗岡保育園　TEL０４８－４８５－１５１７

１２ よくある質問

●認定について

Ｑ１．２号・３号認定を受けたら必ず保育園を利用できるのですか？

Ａ．認定を受けたからといって、必ず保育園を利用できるとは限りません。
提出いただいた書類などに基づいて、市で利用調整をします。

Ｑ２．認定には有効期限などありますか？

Ａ．１号（教育標準時間）認定を受けた場合は、支給認定が効力を生じた日から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となります。
２号（満３歳以上・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。
３号（満３歳未満・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から満３歳に達するまでの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

Ｑ３．どうやって認定証が届くのですか？

Ａ．保育園の入園申込みの結果と同封させていただきます。

Ｑ４．年度途中で3号認定から2号認定に変更となった場合、保育料は変更しますか？

Ａ．変更しません。次年度からの切り替えとなります。

●入園申込から内定について

Ｑ１．６０歳以上の祖父母と同居しています。保育の必要性を証する書類は必要ですか？

Ａ．必要ありません。市では、１８歳以上６０歳未満の同居の方がいる場合、書類を提出していただいています。

Ｑ２．仕事をしながら学校に行っています。保育の必要性を証する書類は、就労の分も、就学の分も、どちらも必要ですか？また、その場合の保育の必要性はどのようにみなされるのですか？

Ａ．どちらも必要です。基本的に、保育を必要とする事由は、２つ以上を兼ねることはできないため、どちらか、より必要性が高いとみなされる事由にて利用調整をします。

Ｑ３．令和９年８月で１歳になりますが、令和９年８月入園申込みからは１歳児クラスですか？

Ａ．０歳児クラスです。令和１０年４月入園申込みから１歳児クラスになります。申込みクラスは４月１日現在の満年齢で決まります。

Ｑ４．育児休業中でも申し込みできますか？また、育児休業中に保育園へ内定した場合、入園後いつまでに仕事復帰すればよいですか？

Ａ．育児休業中でも申し込みはできます。育児休業中に保育園へ内定した場合は入園した月中に復帰する必要があります。

●その他

Ｑ１．入園前面接の通知が届いたが、やっぱりこの保育園には通いたくない（通えない）。どうすれば良いですか？

Ａ．保育課へ、「保育施設等入園辞退届」をご記入の上、提出してください。
また、そのようなことが無いように、必ず、通える範囲の保育施設をご記入いただき、かつ、事前に保育内容の確認（例：土曜日保育の内容や園の方針、駐車場の有無や自宅からの通園ルート等）や園への見学を行っていただくようお願いします。
なお、入園辞退した場合**１回につき１０点が次回入園審査月より減点されます**（入園を辞退した月の属する年度中適用）のでご注意ください。なお、転園申請の場合は内定後、いかなる理由があっても元の園には戻れません。

Ｑ２．空き状況を参考にして申請しようと思っているのですが・・・。

Ａ．空き状況は市ホームページにて公開しております。
しかし、空き状況更新後に空きが出る場合がございますので、申請の際は、現在の空き状況に関わらず、通える範囲の保育施設等を全てご記入ください。

Ｑ３．４月申請時、まだ申請する子どもが生まれていない場合はどうしたら良いですか？

Ａ．氏名や生年月日等、未定の部分以外は記載したうえで、申請受付期間中に書類を保育課へ提出してください。ご出産後、再度、記載の為ご来庁をお願いしております。

Ｑ４．就労証明書を何回も出すのはなぜですか？

Ａ．ご提出いただいた就労証明書にて、就労の実績や日数等、保育の必要性が確認できない場合は、再度の提出をお願いすることがあります。もし、提出が無い場合や、保育の必要性が確認できない場合は、退園していただく場合がありますのでご了承ください。

１３ 保育の実施基準表

別表（第2条関係）

保育園等利用調整実施基準表(令和5年度～)

番号	保育の必要性の事由			指数（父）	指数（母）	実施期間
1	労 働	居宅外労働・居宅内自営中心者	1月160時間以上の就労を常態	30	30	小学校就学前
			1月140時間以上の就労を常態	29	29	
			1月120時間以上の就労を常態	28	28	
			1月96時間以上の就労を常態	26	26	
			1月80時間以上の就労を常態	24	24	
			1月64時間以上の就労を常態	22	22	
			上記の細目に該当しない居宅外労働・居宅内自営中心者	18	18	
		居宅内自営協力者	1月160時間以上の就労を常態	29	29	
			1月140時間以上の就労を常態	28	28	
			1月120時間以上の就労を常態	27	27	
			1月96時間以上の就労を常態	25	25	
			1月80時間以上の就労を常態	23	23	
			1月64時間以上の就労を常態	21	21	
			上記の細目に該当しない居宅外労働・居宅内自営中心者	17	17	
2	採用内定		1月160時間以上の就労を常態とする内定	28	28	
			1月140時間以上の就労を常態とする内定	27	27	
			1月120時間以上の就労を常態とする内定	26	26	
			1月96時間以上の就労を常態とする内定	24	24	
			1月80時間以上の就労を常態とする内定	22	22	
			1月64時間以上の就労を常態とする内定	20	20	
			上記の細目に該当しない採用内定	16	16	
3	内職		1日に4時間以上かつ1月に16日以上就労することを客観的に書面等で証明できる場合	13	13	
4	求職		勤務誓約書提出者	10	10	3月
5	出産		産前2か月、産後2か月を含む月	―	21	予定月を含む5月以内
6	心身障がい		身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳Ⓐ、A	30	30	小学校就学前
			身体障害者手帳3級、療育手帳B	26	26	
			上記以外の障がいで保育が必要と認められるもの	24	24	
7	疾病	入院	1月以上にわたると見込まれるもの	30	30	必要とする期間（最長当該年度末）
			1月未満と見込まれるもの	28	28	
		居宅	常時臥床（が）している場合	30	30	
			精神機能系疾患、感染性の疾患又は特定疾患の場合	28	28	
			上記以外の疾病で保育が必要と認められるもの	20	20	
8	介護又は看護		介護・病院通院・施設通所・入院の常時付添い	1の労働の「居宅外労働・居宅内自営中心者」に準ずる。		
9	両親不存在		両親がいない場合（行方不明、収容、施設入所等を含む。）	30	30	
10	災害		火災等の家屋の損害その他災害復旧のため保育することができないと認められる場合	30	30	
11	就学等		就学、技能取得等のため保育することができない場合	1の労働の「居宅外労働・居宅内自営中心者」に準ずる。		
12	社会的養護		法令の規定に基づき特別な支援が必要であると認められる場合	30	30	
13	その他		1から12までに掲げるもののほか、明らかに保育することができないと認められる場合	その事情を勘案して決定する。		

備考

１　時間は、始業から終業までの時間（休息及び休憩時間を含む。）とする。

２　指数の算定は、保護者が2人のときは合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に30を加える。

３　市外からの申請者（入園希望日の前日までに転入する予定のものを除く）については、市内の申請者の選考後に審査を行う。

次の各号に該当する場合には、保育園等利用調整実施基準表により算出した指数に、それぞれ当該各号に定める指数を加算し、又は減算する。

（1）保護者個人に係る調整指数

番号	条件	父	母
1	保護者が身体障害者手帳（1級又は2級に限る。）、精神障害者保健福祉手帳（1級に限る。）若しくは療育手帳（Ⓐ又はAに限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいを有すると認められる場合	5	5
2	保護者が身体障害者手帳（3級に限る。）、精神障害者保健福祉手帳（2級に限る。）若しくは療育手帳（Bに限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいを有すると認められる場合	4	4
3	保護者が身体障害者手帳（4級から6級までに限る。）、精神障害者保健福祉手帳（3級に限る。）若しくは療育手帳（Cに限る。）の交付を受けている場合又はこれらと同程度の障がいを有すると認められる場合	3	3
4	保護者のいずれかが育児休業を取得している場合	1	1
5	保護者のいずれかが、市内保育施設において1日に6時間以上かつ1月に20日以上勤務し、又は入園する月から勤務することを確認することができる場合（入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。）	5	5
6	保護者のいずれかが、市内保育施設において5以外の条件により勤務し、又は入園する月から勤務することを確認することができる場合（入園する月から1年以上勤務することが確実であると認められる場合に限る。）	3	3
7	保護者のいずれかが、単身赴任中である場合	1	1
8	福祉事務所長が特に必要と認める場合	1～3	1～3

（2）保護者世帯に係る調整指数

番号	条件	指数
1	祖父母と同居しないひとり親世帯又は両親不存在世帯（離婚調停中を含み、別居のみを除く。）	8
2	祖父母と同居するひとり親世帯（離婚調停中を含み、別居のみを除く。）	4
3	保育園保育料及び学童保育料に未納のある世帯（特別な事情がある場合を除く。）	未納月数×−2
4	保育施設又は特定地域型保育事業への入園前面接の通知後に入園を辞退した場合（入園を希望する月の属する年度中適用する。）	辞退回数×−10
5	生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受ける支援給付受給世帯の場合	2
6	入園を希望する児童について、家庭保育室、一時保育、家庭福祉員又はベビーシッター（親族以外の個人を含む。）から1日に4時間以上かつ1月に12日以上有償の保育（育児休業中における育児休業の対象となる児童に係る保育を除く。）を受けている場合（申請時において上記の条件にて利用している証明ができる場合に限る。）	2
7	入園を希望する児童が障がいを有する場合	1
8	入園を希望する月において、未就学児（当該児童を含む。）が2人いる世帯	1
9	入園を希望する月において、未就学児（当該児童を含む。）が3人以上いる世帯	2
10	入園を希望する児童が多胎児である世帯（当該児童に係る入園に限る。）	2
11	児童の入園を希望する保育施設又は特定地域型保育事業に、既に当該児童の兄弟姉妹が入園し、又は入園が内定している世帯	3
12	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている同居の家族（当該児童又は保護者を除く。）がいる世帯	1
13	要介護3以上（在宅介護に限る。）の同居の家族(当該保護者を除く。）がいる世帯	1
14	2歳児までを保育の対象とする保育施設又は特定地域型保育事業を2歳児クラスで卒園した児童がいる世帯（当該児童に係る入園に限る。）	5
15	認可保育施設に入園しており、当該施設の閉園等により入園を希望する月以降の保育を受けることができなくなるとき。	5
16	市内の認可外保育施設で1月に64時間以上の利用を常態としている場合において、当該施設の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業への移行に伴い、移行後の当該施設を第1希望とするとき。	5
17	認可外保育施設で1月に64時間以上の利用を常態としている場合において、当該施設で入園を希望する月以降の保育を受けることができなくなるとき。	5
18	社会的な養護が必要な世帯	3
19	福祉事務所長が特に必要と認める場合	1～3

同一指数世帯の優先順位表

番号	条件	該当
1	保育料算定に係る該当年度分の市民税所得割額が低額の世帯	
2	兄弟姉妹が保育園に在園中の世帯	
3	保育園保育料の滞納がない世帯	
4	社会的養護、疾病、心身障がい、介護又は看護、災害、出産、労働、採用内定、就学等、内職、求職の順	
5	証明書等の提出書類が全て提出されている世帯	
6	保育料算定に係る該当年度の前年度分の市民税所得割額が低額の世帯（これにより難い場合は、前々年度分、前々々年度分の順により判断する。）	

※注意点

・「調整指数」の（2）「保護者世帯に係る調整指数」の6については、入園申請締切り日までに、1日4時間以上1月に12日以上実績がある場合に加点されます。また、育休中等、私的理由での利用は加点対象外です。

１４　利用調整について

本市の利用調整については、下記の優先順位にて行っております。

１．兄弟が入園している保育施設（兄弟が1号認定児の場合を除く）への転園希望者
２．新規入園希望者
３．（１以外の）転園希望者
４．市外からの新規・転園申請者（転入予定なし）

※１～３については、市内に在住の方（入園希望日の時点で転出予定のある方を除く）及び市内への転入予定の方が対象となります。
※市外の保育施設に通園しており、市内の保育施設を申請する場合は新規入園として審査を行います。市内保育施設に通園しており、市内保育施設を申請する場合のみ転園申請として審査を行います。
※転園希望者については、希望園への転園の内定時点で、在籍している園に戻ることはできません。

■感染症に対する対策について

認可保育所及び小規模保育施設では、施設内の換気や消毒、うがい手洗いの徹底などとともに、感染症拡大防止に対する様々な対策を講じております。

毎朝検温し、お子様が 37.5℃以上の発熱や呼吸器症状等の風邪症状がある場合は、保育施設へご連絡のうえ、お休みをしていただくようお願いします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。